

(第九部)

第六回 参議院厚生委員会會議録第八号

昭和二十四年十二月一日(木曜日)午前  
十時四十三分開会

本日の会議に付した事件

○医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(衆議院送付)

○委員(根本重蔵) それではこれより委員会を開会いたします。

日程の順序を変更して、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案を議題といたしまして御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員(根本重蔵) 御異議ないものと認めます。提案者は衆議院議員大石武一君であります。先ず提案理由の説明をお願いいたします。

○衆議院議員(大石武一君) この法案の対象となりますのは興亜医学館と申す医学部の卒業生であります。この興亜医学館と申す学校は、昭和十四年頃、当時衆議院議員でありました野形二郎氏を中心として、慶応義塾の医学部の教授方、或いは助教、講師の方々を中心とした医学教育機関が設立されたのであります。これは主に外地、殊に満洲における医師を養成しようとする目的のために作られた学校でございます。その後この学校より三年の修業年限を経まして、数百名の卒業生が出て参りました。おの／＼満洲或いは蒙古方面において、その方面の医療のために活動して参つたのであります。然るに昭和二十年に移転になりました。外地に医師を派遣することができなくなつたのであります。最

近この昭和二十年の卒業生或いは昭和十九年の卒業生という者は外地において医療を行う暇がなくて、その途が鎖されてしまつたのであります。こういふ学生は約六十名、これもこの学校は日本人ばかりでなく、中国人或いは朝鮮人を対象としたのであります。その卒業生も可なり多いのであります。その外国の方々は大抵おの／＼郷里に帰られて医療に従事されておるやうであります。この日本人の卒業生の約六、七十名の者は全然学校を卒業しても、医療に従事することができないという状態でおるのであります。尤もこの専門学校の卒業生は直ぐ、国家試験の施行される以前のように、学校卒業生は直ぐ医師になれるという資格を持つておらなかつた学校でありますので、これらの数十名の卒業生は現在将来の医師たる途を鎖されて、非常に意気沮喪している状態であります。併しこの学校は当時その卒業生が文部省から当然専門学校と同等の資格を有するといふ証明を持つており、相当の学力を持つておるのであります。これらをも勉強して行きますならば、将来立派な医師として、我が国の保健、衛生の方面に活動させることのできる者が多数あると思われるのであります。従つてこれらの者の将来の途を開いて、将来医師として立つて行く途を開いてやるために、是非とも国家試験を受け

せんので、一応国家試験の前提である予備試験を受験せまされて、それを通過しましたならば、一年のインターンを置いて、更に国家試験を受けるということとしてやりたいと考えまして、この特例に関する法案を持つて参つた次第でございます。何とぞよろしく御審議の程をお願いいたします。

○委員(根本重蔵) 本日はこれで散会いたします。

午前十時四十七分散会  
出席者は左の通り。

- 委員長 根本重蔵君
- 理事 谷口彌三郎君
- 委員 岡元 義人君
- 中平常太郎君
- 草葉 隆圓君
- 中山 隆彦君
- 藤森 貞治君
- 井上なつゑ君
- 田積眞六郎君
- 衆議院議員 大石武一君

十一月二十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(衆)

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案

従前の規定による中学校若しくは高等女学校の卒業者又は専門学校入学者検定規定(大正十三年文部省令第二十二号)により専門学校入学の

資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限三年以上の医学の教育を目的とする学校(医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十一條第一号及び第四十三條の規定による大学及び専門学校を除く)を卒業した者は、医師法第十二條の規定にかかわらず、この法律施行の日から五年以内に行われる医師国家試験予備試験を受けることができる。但し、二回を越えて受験することはできない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。十一月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、身体障害者福祉法案(衆)(予備審査のための付託は十一月二十四日)

昭和二十四年十二月十三日印刷

昭和二十四年十二月十四日発行

参議院事務局

印刷部 印刷